

11/12 第 33 回未来投資会議 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：2019 年 11 月 12 日（火）17:15～18:15
2. 場 所：官邸 4 階大会議室
3. 出席者：

安倍	晋三	内閣総理大臣	
麻生	太郎	副総理、財務大臣 兼 内閣府特命担当大臣（金融）	
西村	康稔	経済再生担当 兼 全世代型社会保障改革担当 兼 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	
菅	義偉	内閣官房長官	
梶山	弘志	経済産業大臣	
萩生田	光一	文部科学大臣	
竹本	直一	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）	
北村	誠吾	内閣府特命担当大臣（規制改革）	
金丸	恭文	フューチャー株式会社 代表取締役会長兼社長	グループ CEO
五神	真	東京大学 総長	
櫻田	謙悟	SOMPOホールディングス株式会社 グループCEO代表取締役社長 社長執行役員	
志賀	俊之	株式会社INCJ 代表取締役会長、	
竹中	平蔵	東洋大学教授、慶應義塾大学名誉教授	
中西	宏明	一般社団法人日本経済団体連合会会長、 株式会社日立製作所取締役会長 執行役	
小林	喜光	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長	
翁	百合	株式会社日本総合研究所 理事長	
三村	明夫	日本商工会議所 会頭	

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) デジタル市場のルール整備
 - ① デジタル・プラットフォーム取引透明化法案のあり方
 - ② 個人情報保護法の見直しのあり方
 - ③ デジタル広告市場の競争状況の評価
 - (2) フィンテック／金融分野の法制の見直し
 - ① 銀行以外も100万円超の送金を可能にする等の決済法制の見直しのあり方
 - ② 金融サービス仲介法制のあり方
3. 閉会

(配布資料)

- | | |
|------|---------------------|
| 資料 1 | デジタル市場に関する基礎資料 |
| 資料 2 | デジタル市場についての論点 |
| 資料 3 | フィンテック／金融分野に関する基礎資料 |
| 資料 4 | フィンテック／金融分野についての論点 |
| 資料 5 | 経済産業大臣提出資料 |

○西村経済再生担当大臣

それでは、ただいまから「未来投資会議」を開催いたします。

本日は、前回に引き続きまして具体的なテーマとして、1つは「デジタル市場のルール整備」として「デジタル・プラットフォーム取引透明化法案のあり方」「個人情報保護法の見直しのあり方」「デジタル広告市場の競争状況の評価」について、2つ目に「フィンテック／金融分野の法制の見直し」として「銀行以外も100万円超の送金を可能にする等の決済法制の見直しのあり方」「金融サービス仲介法制のあり方」について、それぞれ御議論いただきたいと思っております。

なお、本日も構造改革徹底推進会合の各会長にも御出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

また、本日は欠席されておられます南場議員からメモが提出されておりますので、机上に配付しております。御参照いただければと思います。

それでは、まず事務方から資料を説明させます。

○新原代理補

資料1のデジタル市場のパワーポイントの表紙をおあげください。データを紹介します。

2ページに飛んでください。複数の商店を1つのサイトにまとめて品物を販売するオンラインモールと、ソフトウェアを1つのサイトにまとめてダウンロード形式で販売するアプリストアの市場規模は拡大しています。

3ページです。公正取引委員会の調査によると、これらを利用する事業者からは、第1に、出店手数料の引き上げなど、規約の一方的変更がある。第2に、出店者の取引データを持っている立場を利用して、売れ筋商品を把握して、同じ商品を自社で販売するといった後追い販売がある。第3に、検索について、自社の商品や広告費を支払っている事業者の商品を上位に表示するといった懸念が抱かれており、懸念を払拭するためにも取引の透明化が求められています。

4ページからは個人情報の問題です。個人からの苦情には、自分の個人情報の削除・利用停止を事業者に求めたいといったものが増えてきています。

5ページです。他方、事業者サイドでは、匿名加工した情報については自由に活用できますが、その要件が厳しいため、調剤薬局や健保組合といった一部の利用に限られているといった意見があります。

6ページです。デジタル広告の市場については、検索サービスや投稿サービスによって個人情報を取得し、その情報を用いて広告枠を販売するといった複数の市場にわたる両面性、多面性があり、留意が必要です。

7ページです。マスコミ広告が減少する中でデジタル広告は拡大しており、右の図に示すようにグーグル社とフェイスブック社が占めるシェアが56%と高くなっています。

資料2に移ります。デジタル市場の論点をごらんください。

まず、プラットフォームの取引適正化法案については、その対象を大規模なオンラインモールとアプリストアとしてよいか。規制内容は、自主性を重んじる観点から、取引条件の開示を中心としてよいか。例えば取引を拒絶した理由の開示、検索の表示順位を決定する主要素の開示などです。

2ページです。第2に、個人情報保護法については、現在、事業者に対し、個人情報の消去・利用停止を求められるのは、目的外利用と不正手段による情報取得の場合に限られていま

すが、もう少し広く認めてよいのではないか。

他方、イノベーションを促進する観点から、事業者が個人情報の利活用を図れるよう、個人情報と匿名加工情報の中間的な取り扱いを認めたらどうか。

さらには、外国事業者に対する法律の域外適用を認めるべきといった論点があります。

第3に、デジタル広告市場についても競争状況の調査を行うべきとの論点があります。

資料3です。次に、金融分野の法制の見直しについてです。資料3のパワーポイントをごらんください。

2ページに飛んでください。我が国では、銀行以外の事業者は100万円を超える送金が禁止されています。利用者側の意見をとると、国内送金の25%、海外送金の場合については63%のユーザーが規制緩和すべきと考えています。

3ページです。さらに左側の円グラフに見るように、送金額は1万円未満のものが7割を占めるため、少額の残高の資金移動業者については、供託義務を免除する規制緩和をしてよいのではないかと論点があります。

4ページ以下は金融サービス仲介法制の改革についてです。

5ページに飛んでください。金融仲介を行う場合、銀行・証券・生保といった分類ごとに許可・登録を得なければならず、業態が壁になっています。このため、一番下にあるように、全分野で仲介する許可・登録を得ている事業者は日本全体で4者しかありません。これはインターネット上で多様な金融商品を比較し、自分に合ったものを選ぶことができないことを意味しており、一度登録さえすれば銀行・証券・保険の全サービスを扱えるようにすべきとの論点があります。資料4はこの点をまとめています。

以上でございます。

○西村経済再生担当大臣

それでは、民間議員の方々から御意見をいただければと思います。

まず、翁会長、お願いします。

○翁会長

デジタル分野の取引透明化、個人情報の保護と利活用の両立は、国民一人一人がSociety5.0時代に安心して生活するために重要な課題であり、速やかに検討を実現する必要があると思います。また、ネットワーク経済、情報の市場は需要側にも供給側にも規模の経済が働きやすく、囲い込みが簡単にできるなどのほかの製品・サービスと異なる市場特性を持ちますので、このデジタル市場の競争状況の評価の際には、こうした理論的な検討も深めつつ評価を進めることが必要であると思います。

金融分野に関しまして、改革の方向に賛同いたします。規制の緩和、整備により、イノベティブで、より利用者ニーズに合ったビジネスが出現し、競争促進が図られることが望ましいと考えております。

決済分野につきましては、規制自体も技術の進展を反映させる必要があるのではないかと考えております。送金サービス業者は現在も利用者保護のため、供託等の義務がございますが、実は保全対象となる資金の算定時点と実際の保全時点には1週間ぐらいのタイムラグがございます。現在の情報技術の前提に立てば、よりリアルタイム性の強い、タイムラグの小さい保全は可能なはずでございますので、今後、事業者による革新的なリスク管理が出てくることが望まれると思います。

特に高額送金の類型は、ビジネスモデルによっては大量の海外送金を扱い、システミックリスクへの配慮も求められますので、リアルタイムでの保全を追求するとともに、グローバルスタンダードに合った規制環境を考えることが重要と考えております。

金融仲介業者の規制改革の方向は、分野をまたいだ事業を行うに当たり、参入の基準自体は

共通化するが、さまざまなアクティビティーに応じて追加的なルールを課すという新しいタイプの規制手法だと思えます。これは技術革新によってビジネスモデルが多様化する時代には合理的な手法であるというように考えます。

こうした規制改革により、利用者の利便性とさまざまなリスクに目配りした日本発の新しいビジネスモデルができればよいと考えております。

また、新しい金融サービス仲介業者の出現により、利用者によってスマホを使って投資商品や保険商品に接する機会がふえるという視点も大事ではないかと思っております。この点、ITや金融リテラシーを上げるため、学校教育や一般の利用者の取組も並行して充実させていく必要があるというように考えております。

以上でございます。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

新しい技術、実態、グローバルスタンダードに応じてということできっちりやっていきたいと思えます。

続いて、志賀議員、お願いします。

○志賀議員

ありがとうございます。

AI、IoT、ビッグデータを活用したデジタルトランスフォーメーションがこれからの企業の成長を左右し、特にデータの活用は競争力の源泉になりつつあります。そうした中でグローバルなメガプラットフォームがデータを独占し、中国でも国家戦略としてデータの収集が行われています。

日本はバーチャルデータの利活用については劣勢ですが、産業界、工場、物流、医療、介護などのリアルデータでは、質、量ともに充実しており、これらを活用することが日本の優位性につながると考えます。

そうしたリアルデータの活用の際しても、個人情報の保護は第一義的に優先されるべきと考えますが、個人情報の保護のもとに、その活用が過度に制限されることは避けるべきと考えます。例えば某タクシー会社が車内の広告配信タブレットに設置したカメラで乗客の性別判定を行い、広告主に情報提供を行っていたことが問題となりましたが、コンビニでは買い物をする際には性別と年齢が店員によりインプットされており、これらは個人情報として問題になったことはありません。

インターネットにアクセスすることで自動的に吸い上げられている個人情報については比較的無関心である一方、実社会の中で使われる個人情報については神経質になっており、それが経済資源としてのデータの活用を阻害している面はないでしょうか。私は、その最たる事例がマイナンバーだと考えています。マイナンバーが特定個人情報と定義されたことから、必要以上にセンシティブに扱われ、その活用が大幅に制限されることになりました。Society5.0はバーチャルとリアルとの融合であり、個人情報がサービス需給のバランスをもたらすことで超スマート社会を実現させることができます。

匿名加工情報が十分に活用されていないのも同様で、イノベーションを促進する観点から、個人情報の利活用について柔軟な対応を検討する方向は大いに賛同いたします。

最後に1点、都市と地方の教育機会の格差が話題となっておりますが、その格差を縮小する上でも学校のICT化は重要で、国家戦略としての取組を期待しています。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

個人情報保護とのバランスということで取り組んでまいります。
金丸議員、お願いします。

○金丸議員

ありがとうございます。

金融分野の法制の見直しのうち、②の金融サービス仲介法制の改革は重要です。日本の金融仲介業については、銀行と証券と生保と損保の間にファイアウォール、かたい壁があります。もちろん、事業者が一つ一つの業種について手続をとれば全業種の仲介業ができないわけではありませんが、その手続コストは非常に大きいものがあります。その割に事業者にとってのメリットがそれほど大きくありません。結果として日本のユーザーは金融取引について多大なデメリットを被っています。

資産を持っている人は、いろいろな金融商品を見比べて最適なポートフォリオを組みたいと考えます。特に第4次産業革命の時代になってそのニーズは高まってきましたが、この規制のファイアウォールのために、金融取引については日本ではインターネットの利用が進んでいません。金融商品全般について仲介代理を行う業者は4者であり、いずれもリアルな事業者です。インターネットを介したサービス提供者は日本ではゼロです。即刻、規制緩和を図るべきだと思います。次期通常国会には必ず法案を提出するよう、強く要請します。

第2に、デジタル市場に関する論点です。GAFAIに対抗できる若者や日本企業の台頭への期待を込めて、ルール整備は、本来、イノベーションを阻害しない形で海外事業者と国内事業者がイコールフットイングとなるようなルールとすべきです。

一方で、プラットフォーマーは社会との共生、社会への還元、独占への脅威やプライバシーリスクへの対応をしっかりとるべきです。また、プラットフォーマー同士の激しい競争が取引業の予見性に影響を及ぼしているのも事実です。公正な取引ルール整備は重要。ただし、対症的な対応でない、日本の将来のあり方を含め、取引の透明化などでは新たな立法も含めたルール整備を図るべきだと思います。

最後に、GAFIAへの対応もさることながら、日本の子供たちの中から、将来、NEXT GAFIAが誕生していることを願います。そのためにも、高速大容量ネットワークに接続された双方向の教育が可能なICT環境整備は長期的にも最も有効な未来投資だと思います。

東北地方、九州地方のほとんどの県が4年制大学進学率は30%台です。私の郷里の鹿児島は最下位の32%です。総理のふるさと、山口県も官房長官の秋田県も30%台で、最下位グループです。ICT環境を整備すれば、離島や地理的不利な地域にいても物理的な移動時間やコストもかからないので、プログラミング教育や英語の教育も可能です。先生と生徒間も双方向のやりとりが可能で、子供の状況に応じて一人ずつカスタマイズされた教育も実現できます。先生の働き方改革にもつながります。

農林水産業のICT化は地域にやりがいのある仕事を創出することが可能です。今後はICTに長けた担い手が不可欠です。地方自治体任せにせず、国として大規模な取組として、1人1台のコネクテッドICT環境の整備をコンテンツの充実と民間人材活用のソフト面の対応をセットにして御検討をお願いいたします。

以上です。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

日本の将来を見据えた戦略的な取組ということで、一例としてICT環境、学校の環境、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

竹中議員、お願いします。

○竹中議員

ありがとうございます。

2点申し上げます。本日、話題になっておりますデジタル市場競争政策の問題、これは総理が1月のダボス会議で主張されましたデータのフリー・フロー・ウィズ・トラストのあり方を世界に先駆けて、まず日本がちゃんと示す。そういうような点で非常に大きな重要性があると思います。健全で適切な競争のために、今日示されたような論点、方向性というのは重要だというように思います。

一方で、日本にはアメリカや中国のような世界的なプラットフォーマーが存在していないという点も実は成長戦略の観点から大変重要なポイントです。こうした企業を育成、サポートする仕組みを同時に考えていくということが成長戦略の観点から重要。今、実は日本の一部に、世界的なプラットフォーマーとは言わなくても、アジアをベースにした日本発のプラットフォーマーができる可能性も十分あります。こうした企業の意見を直接反映させることが、私たちにとって重要であるというように考えます。

フィンテックですけれども、そもそもフィンテック企業とは何かというように聞かれましたら、マネーに関するビッグデータを取り扱うテクノロジー企業、そういう定義になると思います。したがって、従来の銀行や証券会社とは必ずしも関係しなくてよいはずであります。

一方で、最終的な決済機能、つまり、これはファイナリティーといいますが、これはアメリカや中国の例を見ても、やはり銀行が担うというケースが今は多いというように考えられる。かつて、実は銀行が不良債権問題を抱えたときに、銀行というのはそもそも純粋に決済に徹したらどうか、決済銀行やコアバンクになったらどうかということの一部の専門家が唱えたことを覚えております。そういうことも踏まえて、今回示された方向は、私は基本的に正しいと考えます。

銀行自身も改革に決して反対するのではなく、自らが例えばより自由な送金業者になっていくとか、そういうことを模索、実際にはしていると思います。いわゆるアンバンドリング化と言われている現象ですけれども、例えば銀行業務に例えれば、金融の全てのプロセスを銀行が行うのではなくて、受信、与信、審査、送金、決済、それを別の組織や企業が行うようになる。そこに人工知能やブロックチェーンなどの新しい技術が導入される。それがフィンテックの本質だと思います。

最後に送金ですけれども、今回示された規制緩和の方向は事前規制から事後チェックへという方向、従来から言われてきた大きな流れとも一致するもので、極めて重要であると思います。

以上です。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

育成する仕組みということで、南場さんの紙にも同様の趣旨も書いてございますし、フィンテックについての定義づけ、ありがとうございます。

中西議員、お願いします。

○中西議員

ありがとうございます。

私のほうからも、今まで出てきました議論と大体同じなのですが、デジタル市場のルール整備について、2点、お話ししたいと思います。

1つは、プラットフォーマーの取引透明化法についてでございますけれども、実はいろいろとこういうことを言わなければいけないというのを細かく整理していたら、今朝、新聞に出まして、経済財政諮問会議のメンバーである柳川先生が私の言いたいことを全部書いてくれました。

た。、今までのビッグデータを押さえているGAFAだけではなくて、これからSociety5.0をやろうとしたときに社会のいろいろな事象をデータとして捉え、それを使って新たな社会であるSociety5.0をつくっていくということに振り向ける、そういうことをやっていくということが非常に重要になって参ります。そういう意味で、一言で言うと規制やルールづくりの面ではどこまでが問題なのかを明確にして、グレーゾーンをできるだけ減らし、ビジネスに萎縮効果を与えないようにすることが肝要であると。ルールはぜひ必要だが、こういう観点をしっかり埋め込んでほしい。これが今日、申し上げたい第1のポイントでございます。

次に、個人情報の保護のあり方については、私ども、仕事の上で大変深刻な事態というのを実はもう6年前に1回経験しています。これは、Suicaのデータをうまく使うといろいろな社会的に有用な形で情報を活用できますよということをしてJR東日本さんとやろうとしましたら、もう6年前になりますけれども、広報発表した瞬間に非難を浴びてしまって、この分野でこれ以後、5年間ぐらいビッグデータの活用ということすら言えなくなってしまった。これは日本のある意味では社会の捉え方だとか、そういうことが背景にあると思いますけれども、何とか改善したい。私ども、データを何とかうまく活用して、社会のためにこれから使っていこうという立場からすると、少しフレキシブルな個人情報のデータの活用ということが非常に重要だと思っております。

既に志賀議員のほうからお話のあったマイナンバーのカードの取り扱いについても非常に重大な問題です。これは前にも未来投資会議で1回議論したことがあると思いますけれども、そういうことをぜひやっていきたい。

それともう1つPRさせていただきますと、企業側はそういう意味で非常にセンシティブになっているので、例えば経団連では、「個人データ適正利用経営宣言」というのをしておりますし、私どもは個社としても全役員はこういうカードを持ってしまして、個人情報を大切にしますという、言ってみれば誓約みたいなことをしております。こういう努力をしっかりとやった上で、個人データをうまく活用し、匿名化を含めて、ヘルスケアが一番典型例でございますけれども、これからいろいろなデータ活用を進めていける環境をぜひつくっていきたく思います。

以上です。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

個人情報、フレキシブルにというお話、グレーゾーンを減らすという話、ありがとうございます。

では、櫻田議員、お願いします。

○櫻田議員

ありがとうございます。

全体を通じて2点だけコメントさせていただきたいと思っております。

1点目は、今、話しました個人情報保護法なのですが、以前から申し上げておりますとおり、これからはリアルデータに日本の勝機があると思っております。ただ、そこには御案内のとおり、個人情報の活用はどうしても必要になってくるわけでありまして、今回検討されている個人情報保護の消去や利用停止請求に関する権利を広げていくということについては、既に同様の規制を取り入れているGDPRが結果としてどうなっているか、よくその状況を確認しながら法案の策定を進めていただきたいというように思っています。

ちなみに当社もデータの暗号化や外部漏えいの検知システムの導入といったGDPR対応のため、相応のコストをかけてシステムを改修したところであります。ただ、データは容易に国境を越えるために、グローバルに活動している企業にとっては、各国間でデータの取り扱いに関

するルールが大きく異なっていると、またシステムをつくり直さなければいけないという問題が生じてしまって、結局負荷がかかる。政府におかれましては、諸外国との連携をぜひお願いしたいというところであります。

また、個人情報と匿名加工情報の中間的な取り扱いを検討するという話も、これもビジネスの現場からすると、当然のことながら、率直に申し上げて生のデータや個人情報、それに近いほど価値が高くて、クレンジングされたものほど価値が低くなるという現象が実はあります。

何を言いたいかというところ、そういった中でどこまで対応すれば企業は説明責任を果たしたと言えるのか、ルールに沿ったと言えるのかということ、これを明らかにしていただくことがとても大事なことでありまして、ビジネスを推進する立場からすると、ぜひここに対応していただきたい。

最後、2点目ですけれども、横断的な金融サービス仲介法制につきましては、消費者利便を考えてということで、ワンストップで提供できる実力のある仲介者が効率よく登録等の手続を行えるという意味では大いに意義があることだと思っています。

一方、実際に金融商品を提供している私どもからすると、インターネットを通じた加入というのが国際比較すると必ずしも進んでいないという実態を踏まえ、ワンストップの仲介サービスに加えて、どこに聞けば商品内容がわかるのか、どの金融機関に直接聞けばいいのかという、いわゆるインターネット特有のゲートウェイ機能の強化というのともあわせてやる必要があると思っています。ただ、ここには同じようにルールの見直しが必要な可能性があり、この観点を忘れずにぜひ御検討を今後いただければ助かるところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

国際連携、それから、責任の明確化、こういった点も含めてしっかり対応したいと思いません。

五神議員、お願いします。

○五神議員

Society5.0を日本が先導するために国がやるべきことは、既に御議論あったようにリアルデータをリアルタイムで活用するための社会インフラをソフトとハード両面で素早く整備することだと思っています。ソフトのインフラは先ほども竹中平蔵先生のご発言にもありましたように、G20サミットで宣言した大阪トラック、すなわちDFFTの国際ルールづくりを途切れることなく日本が主導することです。

そのためには、本日議題のデジタル市場のルール整備を加速すべきだと思います。なかなかスピードがアップしないなかで、ペースの切りかえが必要です。先回りして心配することでイノベーションを阻害するのではなく、挑戦をエンカレッジするようにルール整備を進めるべきです。そのためには発想転換が必要です。資料にもいろいろなところに出ているように、ソフトロ一的な手法を意識して新技術活用ルールをつくるべきです。その検討には、先ほど柳川範之先生のお名前があがりましたが、法制度の専門家に加えて経済学、情報工学、農学、医学などの分野を超えた連携が不可欠です。東京大学は総合大学としての強みを生かして協力する用意があります。

ハードについては、日本の優位性を確立することが非常に重要です。超高速と高い信頼性の両立が鍵となります。しかも、それが低消費電力でなければなりません。既に何回か申し上げた光ネットワークであるSINETはこれに応えるものであり、その重要度は一層増しています。先ほどの金丸議員からの指摘とも対応するものです。

加えて、半導体のEUVリソグラフィーという新しい技術の実用化が進展したことによって、最

先端半導体に関する国際戦略が鍵となっています。

本日は、もう一点、重要性を増している量子技術についても触れておきます。これも半導体と同様に、このわずか2カ月で環境が激変しています。米国、英国、ドイツ、EUでは国家戦略的な動きが加速しています。ハードそのものはまだ初期段階ですが、量子コンピューターを実際に利用するという新しいフェーズに突入したことは間違いありません。日本には、まだその構えがないので整備が急務になります。

海外で先行しているプレーヤーから見て、日本の周辺技術と高度な物理系・数学系の人材は、非常に魅力的なようです。実際、東京大学にもアプローチがあります。量子コンピューターの実機を日本に導入することも選択肢としてあります。これは量子コンピューターそのものだけでなく、制御システム、プログラミング環境、アプリケーションまで一貫通貫での開発環境を一気に整えるために必要です。経済安全保障上の観点も考えあわせて、国としての判断・戦略が必要です。

以上です。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

ルール整備の加速、そして、今、量子コンピューターへの取組、これもしっかり考えていきたいと思います。

三村会長、お願いします。

○三村会長

デジタル・プラットフォーマーに関する取引透明化法案の検討について、申し上げたいと思います。

デジタル・プラットフォーマーが運営するインターネット上のショッピングサイトは、消費者にとって、もはや必要不可欠の社会インフラとなっており、同時に中小事業者にとっては、安価で効率的な販売開拓を実現し、あわせて生産性向上にも結びつけるための極めて有力な手段となっております。

一方で、その拡大・発展に伴ってプラットフォーマーの影響力が増大し、また、プラットフォーマー間の競争が激化する中、中小事業者との間で取引上のさまざまな問題が顕在化してまいりました。これに対して、公正取引委員会において、事業者・消費者への包括的なアンケート調査あるいは聞き取り調査などを通じて、取引実態の把握と競争政策上の考え方の整理、これを精力的に進めているのをはじめ、政府全体としても、デジタル市場の競争政策に関し、世界に追いつき追い越さんとする議論に意欲的に取り組んでおられることを高く評価したいと思います。

取引の全体を通じて最も肝心なことは、日本の産業競争力の源泉になり得るデジタルプラットフォームという仕組みを、健全に発展させることだと考えております。そのために、取引の透明性・公平性を確保しつつ、プラットフォーマーのイノベーションのマインドを損なわないような戦略的なルール整備を、関係者の粘り強い取組を通じて実施されることを強く期待しております。

また、現在、中小企業者との間で顕在化している問題には、大手プラットフォーマー間の競争激化に伴う負担、これが中小事業者にしわ寄せされているという面もあると考えられますので、大企業と中小企業が経済全体の付加価値を高め合う共栄共存関係を構築するためのルールづくりという観点からも注目しております。

私からは以上であります。ありがとうございました。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

戦略的に、また、中小企業の視点もしっかり踏まえながら取り組みたいと思います。

では、小林会長、お願いします。

○小林会長

私からは3点、申し上げたいと思います。

先日、グーグルがヘルスケア用のウェアラブル端末のFitBitという会社を買収する発表がございましたけれども、今、世界中で約2700万人、当社では1万4000人が同社のデバイスを使用しております。クラウドに各種の健康医療データが保管されております。

グーグルは収集したデータとのその用途について透明性を保つと説明しておりますけれども、ユーザーがデータ保護の不安からAppleなどのほかのデバイスに変更しても、蓄積されたデータは互換性がございません。除去要求は可能でございますけれども、過去のデータが失われてしまいます。個人情報の保護に加えまして、例えばデータ処理の標準化をプラットフォームに促すこともユーザー視点から検討されるべきかと思っております。

この類いのM&Aは今後もかなり出てくるでしょうし、自国の論理だけで、糞に懲りて膾を吹くような過度な規制を導入して世界のイノベーションの潮流に乗りおくれではならないと思っております。データ保護につきましては、グローバルの動きを常に注視し、ユーザーの利便性、信頼性を担保するような形で取り組んでいくことが肝要かと思っております。

新たな金融仲介業の形は、利用者目線から考えてワンストップサービスが望ましいのは当然だと思っております。決済法制の見直しや金融サービス仲介法制に関し、資料4で示されています検討の方向性に賛同いたします。これらの改革に合わせまして、利益相反の問題、フィッシングなどのセキュリティー問題、マネーロンダリングなどの対応策も官民協力して検討し、ユーザーにとって信頼性の高い普及しやすい仕組みにすることが重要かと思っております。

現在、各種政府の会議体でデータ駆動型社会といいますか、キャピタリズムからデータイズムという時代の変遷に向けまして法整備、人材育成などのテーマが議論をされております。それぞれの会議体で役割分担を明確にされているとは思いますが、目指す方向性を共有するためにも、各会議体間及び府省庁間の連携がますます重要になると感じます。

以上でございます。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

最初の御提議は、データは誰のものかという根源的なことでありますけれども、しっかり検討していきたいと思っております。

それでは、あらかじめ御発言の希望をいただいております閣僚から順次御発言をいただきます。

まず、梶山経産大臣、お願いします。

○梶山経済産業大臣

私の方からはデジタル市場のルール整備について、発言をさせていただきます。お配りしています資料5を御覧ください。

デジタル・プラットフォームの取引透明化法案については、関係省庁の御協力をいただきながら、次期通常国会への提出に向けて、経済産業省が汗をかいてまいりたいと考えています。

ルール整備につきましては、EUはトラストと人権重視、他方、米国はイノベーション重視です。これに対し、我が国はイノベーションとトラストのバランスを考えてまいりたいと思っております。

具体的には、オンラインモール、アプリストアといった、問題が多く指摘されている分野について、巨大企業に限定して、自主性を重んじる法案を考えたいと存じます。

新たな法律において、取引を拒絶した理由、検索の表示順位を決定する主な要素などの開示を求めるとともに、事業状況の公表などを求めていきたいと考えています。

以上です。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

続いて、麻生大臣、お願いいたします。

○麻生副総理、財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融）

情報通信技術の発展を踏まえまして、いわゆる利用者保護というものと同時にイノベーションを促進するという環境づくりが重要。これはほとんど皆さん、同じことを言っておられるのだと思うのですが、まず、決済の分野ですけれども、多様な利用者のニーズに対応できる利便性の高い送金サービスの実現が今、最も求められているのだと思っております。

こうしたことを踏まえて、送金額に応じて過不足なく必要な規制が適用されるよう、柔軟な制度のあり方を目下、検討いたしております。100万円とか切っておりますので。また、金融サービスの提供を担われます仲介業者に関しましては、現行の規制というものが業界ごとに縦割りになっておりますので、保険とか金融とか証券とか損保とか縦割りになっておりますので、業界をまたいだサービス提供を必ずしも念頭に置いておられませんので、そこで、全ての分野のサービスの仲介を1つの登録で行える、いわゆるシングルライセンスというものをすること。

また、特定の金融機関への所属というのを求めずに複数の金融機関と連携しやすくすることなどを検討いたしております。では、その業者は何と呼ぶのだと言われたら、金融仲介業者という新しい仕事になるのですか。新しい名前が難しいなと思っていたのですけれども、これにより、複数の金融機関のサービスの比較が容易になりますので、利用者それぞれが御自分に最も適した金融サービスの提供を受けやすくなるというように期待しております。

詳しい制度のあり方については、現在、金融審議会でも議論いただいております。これらの制度につきましましては、今後の議論の結果を踏まえまして、次期通常国会に所要の法案を提出することを目指して検討してまいりたいと考えております。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

ほかに閣僚から御発言、よろしいですか。民間議員の方からこれだけはというのがもしありましたら、どうぞ。

○五神議員

本日の議題はデジタル革命におけるソフト面の話が中心ですが、ソフト・ハードの両面を一体として整備することが非常に重要です。そこで、ハードの面での対応について若干補足をさせていただきます。

先ほど申しあげましたように、ハードについては、超高速と高い信頼性又はセキュリティの両立が鍵となります。しかもそれが低消費電力でなければなりません。SINETは光ファイバーで全国をカバーしていることにより、学術だけにとどめるのではなく、我が国の強みとして多面的に活用すべきです。

また、最先端半導体デバイスの開発と供給戦略がジオテクノロジーリスク上もますます重要になっています。前回議論のあったポスト5G、AIなどでは、用途に応じて最適化された専用型の半導体素子が不可欠です。それをスピーディーに設計するというシステムが必要で、東大でも

d. labというセンターを新設して、処理性能・セキュリティ・エネルギー効率の3点全てで優れた、最先端チップの設計開発研究を進めることとしました。

市場での競争に勝つためには、設計時間をいかに短くすることができるかが鍵です。さらに、最先端の極微細デバイス設計については試作が不可欠です。しかし、残念ながら、そのEUVリソグラフィーという最先端の超微細プロセスを備えた工場は日本にはありません。そこで、東京大学では、海外のメガ・ファウンドリとの特別な連携を結びまして、この最先端プロセスでの試作と製造を可能とする体制を整えることにいたしました。

主要な企業からも既に多数参加をいただくことになっています。昨日のd. lab設立記念式典に、多くの企業の方々に参加していただきました。

○西村経済再生担当大臣

ありがとうございます。

先般、総理からポスト5Gに向けては国力を総結集してプロジェクトを考えるようにということで御指示いただいております。また、大学の力も借りながら、そしてまた海外のそういった連携も含めてしっかりとしたプロジェクトをつくっていきたいと思います。よろしいですか。

では、文科大臣、どうぞ。

○萩生田文部科学大臣

本日は発言の予定がなかったのですが、今日は大変心強い発言を幾つもいただきましたので、感謝申し上げますとともに一言述べたいと思います。

SINETの開放について総長から大変前向きな御発言がありました。たとえば、きれいなグラウンドをつくと、その芝生を守るために利用頻度を下げるといようなことはあってはならず、このSINET、使ってこそ一層意味があると思いますので、全国の小中学生にもぜひ開放すべく取組をしてみたいと思います。

また、金丸議員や志賀議員から、目の前のプラットフォーマーをどうするか、あるいはフィンテックをどうするという大事なことに加えて、日本国民全体がこのICTに触れる環境というのをしっかりつくっていくことが必要だと思うという意見を頂いた。そういった意味では、今までのような地方任せでは、このICT化に向けた子供たちの育成というのは限界があると考えている。ここは、国の責任で、期間を切って一気に整備をしていく必要があるのだろうというように思っておりまして、この点は財務大臣によくご理解をいただきたいなと思っております。我々としては、ICT環境の整備のために全力を挙げて努力をしたいと思っております。

○西村経済再生担当大臣

頑張っていきましょう。

それでは、総理から締めくくり発言をいただきます。その前に、プレスに入室してもらいます。

(報道関係者入室)

○西村経済再生担当大臣

それでは、安倍総理、よろしく願いいたします。

○安倍内閣総理大臣

本日は、前回に引き続き、成長戦略の策定に向けた各論について議論いたしました。

まず、デジタル市場の新たなルール整備についてであります。デジタル・プラットフォーマーに対する規制については、本日もデジタル市場競争本部の場で、官房長官をヘッドに、GAFA

それぞれ4社から、本部から、責任者に来ていただきまして、ヒアリングを行ったところであります。

インターネット上で取引する大規模なオンラインモールやアプリストアについては、出店手数料などの一方的変更や自社の商品の優先的な表示などの問題が指摘されています。新たな法律においては、取引を拒絶した理由の開示など、取引の透明化を求めています。この際、イノベーションを阻害しない形で、可能な限り自主性を尊重したルールとします。

また、個人情報保護のあり方については、事業者に対して個人情報に対する削除要請などの問い合わせがあります。個人が個人情報の消去や利用停止の請求を事業者に求める権利を拡大するとともに、他方、イノベーションを促進する観点から、データの利活用方法の柔軟化を検討し、また、外国事業者に対する法律の適用について検討します。

さらに、急拡大するデジタル広告市場は独占度が高くなっている懸念があり、その競争状況の評価を開始します。関係の法制整備については、デジタル市場競争本部において年内に具体的な結論を得ていただき、早期に法案の提出を行います。

次に、金融分野の法制の見直しについてです。決済について、銀行以外の事業者による送金を金額によらず認める規制緩和を一定の条件のもとで行います。また、少額の送金については、利便性の確保のため、さらに要件緩和を行います。さらに金融サービスの仲介については、現行法では、銀行・証券・保険といった分野ごとに許可・登録を受ける必要があり、多様な商品を取りそろえることが困難です。全ての分野の商品を扱えるようにする規制緩和を実施することで、スマホ上で金利や手数料を比較しながら、自分に合った商品を選択できるようにしたいと考えています。

麻生金融担当大臣を中心に、年内に具体的な検討を進めていただき、早期に法案の提出を行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○西村経済再生担当大臣

それでは、マスコミの皆さん、御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○西村経済再生担当大臣

次回の開催につきましては、また事務局から調整をさせていただきます。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。